

新型コロナウイルスに関するフロリダ州保健長官による公衆衛生勧告

●6月22日、フロリダ州保健長官は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、3月25日の公衆衛生勧告を修正して、顔面カバー(face cover)の着用、感染リスクを抑制するための対策等につき、新たな勧告を発出しました。当該勧告の概要は下記のとおりです。詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://floridahealthcovid19.gov/wp-content/uploads/2020/06/20200622-SOF-DOH-Public-Health-Advisory.pdf>

●州内のいくつかの郡や市町村は、一定の場面で顔面カバー着用を義務付けています。さらに、その一部は違反者に対して罰金を課す、または逮捕するなど、取り締まりを強化するとしています。在留邦人の皆様は、お住まいの自治体の情報を改めてご確認の上、その指示に従って行動するようお願いします。以下、当館HPをご利用下さい。

・州内の郡の情報

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100038918.pdf>

・州内主要市町村の情報

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100038904.pdf>

【勧告の概要】

1. 顔面カバーの着用

(1)フロリダ州に滞在する全ての個人は、次のいずれかに該当する場合を除き、社会的距離の確保が不可能な場所において、米国疾病予防管理センター(CDC)の指針に従い、利用可能な顔面カバーを着用すべきである。

・2歳未満の子ども

・顔面カバーの着用を妨げる疾病ないし障害を有する個人

・顔面カバーの一時的取り外しが不可欠な、鼻または顔に関わるサービスを受けている個人

・顔面カバーの着用が適切ではない職業に従事している個人

・屋外作業または適切な社会的距離を確保して余暇活動(recreation)に従事している個人

2. リスクの高い状況にある高齢者等

(1) 65歳以上の個人及びリスクの高い健康状態にある全ての個人は、自宅外における対人交流を制限し、新型コロナウイルスに感染するリスクを抑制するためあらゆる対策を講じるべきである。これらの対策には下記が含まれる。

- ・最低6フィート(約2メートル)の距離を保って個人の接触を行うこと
 - ・社会的距離の確保が不可能な場合は顔面カバーを着用すること
 - ・石鹼及び水で少なくとも20秒間手を洗うか、少なくともアルコール60%を含む手指消毒剤を使用すること
 - ・目、鼻及び口を必要に触ることを避けその前に手を洗うこと
 - ・玄関扉の取手を含む接触の多い表面を清掃及び消毒すること
- (2) なお、リスクの高い健康状態には下記が含まれるが、これらに限定されない。すなわち、慢性肺疾患、中度～重度の喘息、深刻な心臓の状態、免疫不全(がん治療、骨髄または臓器移植、免疫力低下、HIVまたはエイズの制御不良、コルチコステロイド及びその他免疫低下薬の長期使用の結果)、がん、重度の肥満、糖尿病、腎不全及び肺疾患である。

3. 市民の集まり

全ての個人は、50人以上の社会的または余暇活動の集まりに参加することは控えるべきである。50人未満の集まりの場合、個人は少なくとも6フィート(約2メートル)の距離を維持して社会的距離を実践し、顔面カバーを着用すべきである。

【お願い】

○在留邦人の方が新型コロナウイルスに罹患して入院されたといった情報があれば、お手数ですが、当館までご一報ください。

○当館領事窓口(旅券申請、証明業務他)は引き続き通常どおり開いていますが、利用者の皆様の感染リスクを少しでも減らすためにも、風邪の症状等が認められるなど体調が優れない方は来館を控えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

現在の領事窓口のご利用にあたりましては、以下をご参考下さい。

「新型コロナウイルス流行下の領事業務の取り扱い」

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100059445.pdf>

- このメールの送信アドレスは送信専用です。
- このメールは在留届・メールマガジン・たびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。
- 「たびレジ」簡易登録をした方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。
URL:<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

* * * * *

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami
80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130
電話:305-530-9090 FAX:305-530-0950
代表 HP:<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

* * * * *